

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



52歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

年末調整の変更点

給与所得控除が縮減

こんにちは、高橋学です。早いもので11月、年末調整の時期になりました。毎月の給与から源泉徴収した税額と、年税額の過不足額を精算する手続きである年末調整は、社長であればしっかり理解しておきたいところ。図表1に昨年との変更点をまとめました。特に重要な2つについて見ていきましょう。

1つ目は給与所得控除の縮減。会社員の必要経費に当たる給与所得控除は、所得を圧縮し、税負担を軽くする効果があります。これが今年から一律10万円減り、控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が昨年の1,000万円から850万円に変更され、給与所得控除の上限額も220万円から195万円に縮小されました。例えば今年と昨年、ともに年収が1,000万円である人は今年の給与所得控除額でまず25万円のマイナス、基礎控除額が10万円増えているため、全体の控除額は差し引き15万円減る計算。ただし、年収850万円超の人で23歳未満の扶養親族などがある場合、所得金額調整控除を受けられます。

10月から始まった年末調整の電子化

次に、10月から始まっている年末調整手続きの電子化について見てみましょう。電子化は、これまで書面で行われていた年末調整手続きについて、①従業員が控除証明書等を電子データで取得、それを利用して年末調整申告書データを作成し、②勤務先がその電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算する仕組みです（図表2）。従業員が年末調整申告書を作成するための「年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）」は、国税庁が無償提供しています。

従業員にとって、これまで手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額を自動計算できるなどのメリットがあり、かつ給与担当者の負担となっていた控除額の検算事務が不要になるなど、バックオフィス業務の簡便化が期待できます。とはいえ電子化の実行には、システム改修や税務署への届け出などがが必要です。今年は導入しない企業の社長も、来年の検討課題とし、電子化動向にアンテナを張っておきましょう。

M

■ 図表1 昨年と比べて変わった点

- 1 給与所得控除の改正
- 2 基礎控除と所得金額調整控除の改正
- 3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
- 4 ひとり親控除と寡婦（寡夫）控除に関する改正
- 5 年末調整関係手続きの電子化

■ 図表2 年末調整手続きの電子化のイメージ



(出所) 国税庁の資料をもとに当社作成